

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-45861  
(P2014-45861A)

(43) 公開日 平成26年3月17日(2014.3.17)

(51) Int.Cl.  
A61B 3/10 (2006.01)

F I  
A61B 3/10 R

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2012-189800 (P2012-189800)  
(22) 出願日 平成24年8月30日 (2012.8.30)

(71) 出願人 000001007  
キヤノン株式会社  
東京都大田区下丸子3丁目30番2号  
(74) 代理人 100094112  
弁理士 岡部 譲  
(74) 代理人 100096943  
弁理士 臼井 伸一  
(74) 代理人 100101498  
弁理士 越智 隆夫  
(74) 代理人 100107401  
弁理士 高橋 誠一郎  
(74) 代理人 100106183  
弁理士 吉澤 弘司  
(74) 代理人 100128668  
弁理士 齋藤 正巳

最終頁に続く

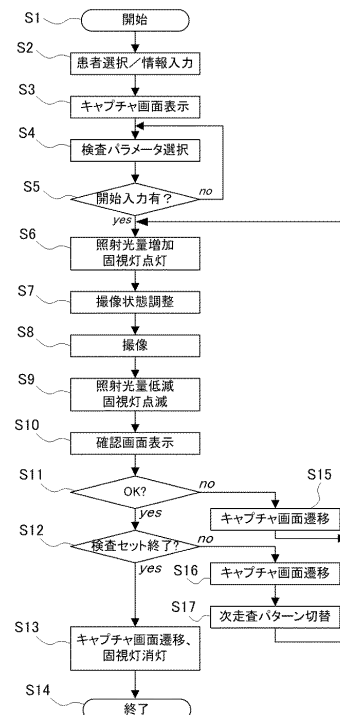
(54) 【発明の名称】 眼科装置及び眼科装置の制御方法

(57) 【要約】

【課題】 複数の走査条件からなる検査セットを実行する際であっても、検者による被検者への固視誘導指示が不要な眼科装置を提供する。

【解決手段】 被検眼上で測定光を走査して被検眼の測定を実行する走査手段と、被検眼を所望の測定位置に固視させる固視手段と、を有する眼科装置に対し、走査手段が検査セットに応じた被検眼の測定を継続するか否かを判定する判定手段と、該判定手段により測定が継続されると判定された場合に固視手段の点灯状態を変更する固視灯制御手段と、を配する。

【選択図】 図3



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

被検眼上で測定光を走査して前記被検眼の測定を実行する走査手段と、  
前記被検眼を所望の測定位置に固視させる固視手段と、  
前記走査手段が前記被検眼の測定を継続するか否かを判定する判定手段と、  
前記判定手段により前記被検眼の測定が継続されると判定したことに応じて前記固視手段は点灯状態を変更する固視灯制御手段と、を備えたことを特徴とする眼科装置。

**【請求項 2】**

前記走査手段の前記測定光の走査条件を変更する走査条件変更手段を更に有し、  
前記走査条件変更手段が前記走査条件を変更すると共に前記被検眼の測定が継続されると前記判定手段が判定したことに応じて、前記固視灯制御手段は前記固視手段の点灯状態を変更することを特徴とする請求項 1 に記載の眼科装置。

10

**【請求項 3】**

被検眼上で測定光を走査して前記被検眼の測定を実行する走査手段と、  
所望の測定位置へ前記被検眼を固視光で固視させる固視手段と、  
複数の走査条件が実行される順序を示す測定情報に基づいて前記走査手段に前記測定を実行させる検査セット手段と、

第 1 の走査条件による前記測定が終了した後に、前記第 1 の走査条件に次ぐ第 2 の走査条件で前記走査手段による前記測定が開始されるか否かを判定する判定手段と、

前記固視手段により前記被検眼を固視させて第一の固視誘導を実行させ、前記第 1 の走査条件に次ぐ第 2 の走査条件で前記走査手段による前記測定が開始されると前記判定手段によって判定された場合に、前記固視手段により前記被検眼を固視させて第二の固視誘導を実行させる固視灯制御手段と、備えたことを特徴とする眼科装置。

20

**【請求項 4】**

前記固視灯制御手段は、前記被検眼上において前記固視光を走査させる固視光走査手段を備えることを特徴とする請求項 3 に記載の眼科装置。

**【請求項 5】**

前記固視灯制御手段は、前記固視灯に、前記第一の固視誘導の際に前記固視光の点滅、減光、大きさの可変、又は変色のいずれかを実行させることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の眼科装置。

30

**【請求項 6】**

前記固視灯制御手段は、前記固視灯に、前記第一又は前記第二の固視誘導の際に前記測定光を消灯、減光のいずれかを実行させることを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の眼科装置。

**【請求項 7】**

前記測定において、前記測定光の走査によって得られる前記被検眼の画像を撮像する撮像手段を更に有することを特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れか一項に記載の眼科装置。

**【請求項 8】**

固視手段により被検眼を所望の測定位置に固視させ、  
前記被検眼上で測定光を走査して前記被検眼の測定を実行し、  
前記被検眼の測定を継続するか否かを判定し、  
前記被検眼の測定が継続されると判定されたことに応じて前記固視手段は点灯状態を変更する、ことを特徴とする眼科装置の制御方法。

40

**【請求項 9】**

被検眼上で測定光を走査する走査手段、所望の測定位置へ前記被検眼を固視光で固視させる固視手段、前記走査手段により走査される前記被検眼を撮像することで前記被検眼の画像を取得する撮像手段、複数の走査条件が実行される順序を示す測定情報に基づいて走査を行う検査セット手段を有する眼科装置において、

第一の固視誘導により固視させた被検眼上で第 1 の走査条件により測定光を走査して撮像手段による第 1 の画像取得を行い、

50

前記第1の画像取得が終了した後であって前記第1の走査条件に次ぐ第2の走査条件で前記走査手段による走査が開始される前に、第二の固視誘導により前記被検眼を固視させて被検眼上で第1の走査条件により測定光を走査して撮像手段による第2の画像取得を行う、ことを特徴とする眼科装置の制御方法。

【請求項10】

請求項8又は9に記載の眼科装置の制御方法の各工程をコンピュータに実行させることを特徴とするプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は被検眼を撮影、測定する眼科装置及び該眼科装置の制御方法に関するものである。

【背景技術】

【0002】

現在、光学機器を用いた眼科用機器として、様々なものが使用されている。例えば、眼を観察する光学機器として、前眼部撮影機、眼底カメラ、共焦点レーザー走査検眼鏡（Scanning Laser Ophthalmoscope：SLO）、等様々な機器が使用されている。中でも、多波長光波干渉を利用した光コヒーレンストモグラフィ（Optical Coherence Tomography：OCT）による光断層撮像装置は、試料の断層像を高解像度に得ることができる装置であり、眼科用機器として網膜の専門外来では必要不可欠な装置になりつつある。また、眼科用だけでなく、内視鏡等にも利用されている。以下、これをOCT装置と記す。

【0003】

OCT装置は、低コヒーレント光である測定光を、参照光と測定光に分け、測定光を被検査物に照射し、その被検査物からの戻り光と参照光を干渉させることによって被検査物の断層を測定することができる。また、OCT装置は測定光を、サンプル上に走査することで、高解像度の断層像を得ることができる。そのため、被検眼の眼底における網膜の断層像が取得され、網膜の眼科診断等において広く利用されている。

【0004】

OCT装置では、特定の領域に対し、測定光を1次元走査することで2次元断層画像を取得し、さらに、2次元断層画像の位置をずらしながら繰り返し取得することで3次元画像を得る。さらに、OCT装置では、不規則に発生するノイズの影響を軽減するために同一領域にて撮影された複数枚の撮影画像を加算処理し、画素値に加算平均をとる。（特許文献1参照のこと）。

このように、眼科装置では、様々な疾患の診断に対応するために、被検眼の様々な部位に対し様々な走査パターンで断層像を取得することが求められる。

【0005】

これに対し、特許文献2では、複数の走査パターンを病変ごとに予め用意しているOCT装置が開示されている。これにより、被検眼の様々な部位に対して適切な断層像を得られるようになる。また、特許文献3では、病変の様子を確認しながら複数の走査パターンで検査を行うOCT装置が開示されている。これにより、最初の走査で被検眼眼底の全体を大まかに撮像および確認し、着目する部位を決めたのちに、更に詳細な撮像を行うといった検査を行うことができる。

【0006】

OCT装置では、一般的に上記のように複数の走査パターンで検査を行う。以下、これを検査セットと記す。また、検査セットは測定と撮像結果確認の繰り返しであり、測定の間においてもよりスムーズに検査することが可能なOCT装置が求められている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

10

20

30

40

50

【特許文献1】特開2010-110392号公報

【特許文献2】特開2011-24930号公報

【特許文献3】特開2011-927012号公報

【特許文献4】特開2011-83554号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

しかしながら、特許文献1や2に記載の眼科装置では、検査セット内の次の検査パターンへの移行途中における被検眼への固視方法について開示されていない。

また、特許文献3に記載の眼科装置においても、検査毎に固視灯の設定を行っているが、検査セット内の次の検査パターンへの移行途中における被検眼への固視方法について開示されておらず次の検査パターンの開始ごとに検者は被検眼に固視誘導の指示をしなければならぬ。

【0009】

このように、検査セットでは一つのパターン検査が終了し、次のパターン検査までの間においても、スムーズに測定が進むように検者が配慮する必要がある。上記の課題に鑑み、本発明は、検査セットにおいてスムーズに次の検査パターンへ移行させ、検者および被検者双方の負担を軽減させつつ、効率的に検査を実施できる眼科装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記目的を達成するため、本発明に係る眼科装置は、被検眼上で測定光を走査して前記被検眼の測定を実行する走査手段と、

前記被検眼を所望の測定位置に固視させる固視手段と、

前記走査手段が前記被検眼の測定を継続するか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記被検眼の測定が継続されると判定したことに応じて前記固視手段は点灯状態を変更する固視灯制御手段と、を備えたことを特徴とする。

【0011】

また、上記目的を達成するために、本発明に係る眼科装置の制御方法は、固視手段により被検眼を所望の測定位置に固視させ、

前記被検眼上で測定光を走査して前記被検眼の測定を実行し、

前記被検眼の測定を継続するか否かを判定し、

前記被検眼の測定が継続されると判定されたことに応じて前記固視手段は点灯状態を変更する、ことを特徴とする。

【発明の効果】

【0012】

本発明に係る眼科装置によれば、検査セットの間、自動で被検者に固視させることができるため、検者に負担を負わせることなく、被検者にも負担を低減させることができる。更に、被検者へ固視を要求する操作を減らすことができ、使い勝手を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】第1の実施形態に係る眼科装置の説明図である。

【図2】本発明に係るキャプチャ画面および確認画面の説明図である。

【図3】第1の実施形態に係る動作フローの説明図である。

【図4】第1の実施形態の変形例に係る動作フローの説明図である。

【図5】第2の実施形態に係る光学系および動作フローの説明図である。

【図6】第3の実施形態に係る動作フローの説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

10

20

30

40

50

## [ 第 1 の実施形態 ]

図面を参照して、本発明に係る第 1 の実施形態について説明する。

## 【 0 0 1 5 】

( 本体構成 )

図 1 ( a ) は、第 1 実施形態に係る眼科装置の側面図である。200 は眼科装置、900 は前眼画像、眼底の 2 次元像および断層像を取得するための測定光学系である検査部、950 は検査部を X Y Z 方向に不図示のモータを用いて移動可能としたステージ部である。951 は後述の分光器を内蔵するベース部である。

## 【 0 0 1 6 】

925 は検査部、ステージ部の制御部を兼ねるパソコンであり、ステージ部の制御とともに後述する断層画像の構成、検査セットの切替えを行う。926 は被検者情報記憶部と検査セット記憶手段、走査制御手段を兼ね、断層撮像用のプログラムなどを記憶するハードディスクである。928 は表示部であるモニタであり、929 はパソコンへの指示を行う入力部であり、具体的にはキーボードとマウスから構成される。323 は顔受けであり、被検者のあごと額とを固定することで、被検者の眼の固定を促す。

10

## 【 0 0 1 7 】

( 測定光学系および分光器の構成 )

本実施形態の測定光学系および分光器の構成について図 1 ( b ) を用いて説明する。まず、検査部 900 部の内部について説明する。被検眼 107 に対向して対物レンズ 135 - 1 が設置され、その光軸上に第 1 ダイクロイックミラー 132 - 1 および第 2 ダイクロイックミラー 132 - 2 が配置されている。これらのダイクロイックミラーによって、OCT 光学系の光路 351、眼底観察と固視灯用の光路 352 および前眼観察用の光路 353 とに波長帯域ごとに分岐される。

20

## 【 0 0 1 8 】

光路 352 はさらに第 3 ダイクロイックミラー 132 - 3 によって眼底観察用の CCD 172 および固視灯 191 への光路へと上記と同じく波長帯域ごとに分岐される。ここで 135 - 3、135 - 4 はレンズであり、135 - 3 は固視灯および眼底観察用の焦点合わせのため不図示のモータによって駆動される。固視灯 191 は、本発明において、被検眼を所望の測定位置に固視させる固視手段として機能する。CCD 172 は不図示の眼底観察用照明光の波長、具体的には 780 nm 付近に感度を持つものである。一方、固視灯 191 は可視光を発生して被検者の固視を促すものである。

30

## 【 0 0 1 9 】

光路 353 において 135 - 2 はレンズ、171 は前眼観察用の赤外 CCD である。この CCD 171 は不図示の前眼観察用照明光の波長、具体的には 970 nm 付近に感度を持つものである。

## 【 0 0 2 0 】

光路 351 は前述の通り OCT 光学系を成しており被検眼 107 の眼底の断層画像を撮像するためのものである。より具体的には断層画像を形成するための干渉信号を得るものである。134 は光を眼底上で走査するための X Y スキャナである。X Y スキャナ 134 は 1 枚のミラーとして図示してあるが、X Y 2 軸方向の走査を行うものである。該 X Y スキャナ 134 及びこれを制御する構成は、本発明において被検眼上で測定光を走査して被検眼の測定を実行する走査手段として機能する。140 はシャッターであり、不図示の駆動手段によって光路 351 に挿入、退避が可能となっている。135 - 5、135 - 6 はレンズであり、光カプラー 131 に接続されているファイバー 131 - 2 から出射する OCT 光源 101 からの光を眼底 107 に焦点合わせするために、レンズ 135 - 5 は不図示のモータによって駆動される。この焦点合わせによって眼底 107 からの光は同時にファイバー 131 - 2 の先端に、スポット状に結像されて入射されることとなる。

40

## 【 0 0 2 1 】

次に、OCT 光源 101 からの光路と参照光学系、分光器の構成について説明する。

101 は OCT 光源、132 - 4 はミラー、115 は分散補償用ガラス、131 は前述

50

した光カプラー、131-1~4は光カプラーに接続されて一体化しているシングルモードの光ファイバー、135-7はレンズ、180は分光器である。

【0022】

これらの構成によってマイケルソン干渉系を構成している。OCT光源101から出射された光は光ファイバー131-1及び光カプラー131を介して光ファイバー131-2側の測定光と光ファイバー131-3側の参照光とに分割される。

【0023】

測定光は前述のOCT光学系光路を通じ、観察対象である被検眼107の眼底に照射され、網膜による反射や散乱により同じ光路を通じて光カプラー131に到達する。また、光ファイバー131-3から射出された参照光は、ミラー132-4にて反射された後、同じ光路を通じて光カプラー131に到達する。

【0024】

光カプラー131によって、測定光と参照光は合波され干渉光となる。ここで、測定光の光路長と参照光の光路長がほぼ同一となったときに干渉を生じる。ミラー132-4は不図示のモータおよび駆動機構によって光軸方向に調整可能に保持され、被検眼107によって変わる測定光の光路長に参照光の光路長を合わせることが可能である。干渉光は光ファイバー131-4を介して分光器180に導かれる。

【0025】

また139-1は光ファイバー131-2中に設けられた測定光側の偏光調整部である。139-2は光ファイバー131-3中に設けられた参照光側の偏光調整部である。これらの偏光調整部は光ファイバーをループ状に引き回した部分を幾つか持ち、このループ状の部分をファイバーの長手方向を中心として回動させることでファイバーに挟じりを加えることで測定光と参照光の偏光状態を各々調整して合わせることが可能なものである。

【0026】

分光器180はレンズ135-8、135-9、回折格子181、ラインセンサ182から構成される。

光ファイバー131-4から出射された干渉光はレンズ135-8を介して平行光となった後、回折格子181で分光され、レンズ135-9によってラインセンサ182に結像される。

【0027】

次に、OCT光源101の周辺について説明する。OCT光源101は代表的な低コヒーレント光源であるSLD(Super Luminescent Diode)である。中心波長は855nm、波長バンド幅は約100nmである。ここで、バンド幅は、得られる断層画像の光軸方向の分解能に影響するため、重要なパラメータである。また、光源の種類は、ここではSLDを選択したが、低コヒーレント光が出射できればよく、ASE(Amplified Spontaneous Emission)等を用いることができる。中心波長は眼を測定することを鑑みると近赤外光が適する。また、中心波長は得られる断層画像の横方向の分解能に影響するため、なるべく短波長であることが望ましい。双方の理由から中心波長855nmとした。

【0028】

本実施形態では干渉系としてマイケルソン干渉系を用いたが、マッハツェンダー干渉系を用いても良い。測定光と参照光との光量差に応じて光量差が大きい場合にはマッハツェンダー干渉系を、光量差が比較的小さい場合にはマイケルソン干渉計を用いることが望ましい。

【0029】

(断層画像の撮像方法)

眼科装置200を用いた断層画像の撮像方法について説明する。眼科装置200はXYスキャナ134を制御することで、被検眼107の所定部位の断層画像を撮像することができる。

【0030】

10

20

30

40

50

まず、図中 X 方向に測定光の走査を行い、眼底における X 方向の撮像範囲から所定の撮像本数の情報をラインセンサ 182 で撮像する。X 方向のある位置で得られるラインセンサ 182 上の輝度分布を高速フーリエ変換 (Fast Fourier Transform: FFT) し、FFT で得られた線状の輝度分布をモニタ 928 に示すために濃度あるいはカラー情報に変換する。これを A スキャン画像と呼び、この複数の A スキャン画像を並べた 2 次元の画像を B スキャン画像と呼ぶ。1 つの B スキャン画像を構築するための複数の A スキャン画像を撮像した後、Y 方向の走査値を移動させて再び X 方向の走査を行うことにより、複数の B スキャン画像を得る。

#### 【0031】

複数の B スキャン画像、あるいは複数の B スキャン画像から構築した 3 次元画像をモニタ 928 に表示することで検者が被検眼の診断に用いることができる。

上述では、X 方向走査で B スキャン画像を得る例を示したが、これに限ることは無く、Y 方向の走査で B スキャン画像を得てもよい。また、X 方向、Y 方向双方の走査によって任意の走査パターンを形成し、B スキャン画像を得てもよい。

#### 【0032】

##### (検査セットの構成)

次に、検査セットについて説明する。走査パターンには多種の軌跡、例えば、ラインスキャンやクロスラインスキャン、複数ラインスキャン、サークルスキャン、ラジアルスキャン等がある。様々な病変に対して適切な検査を行うためには、これらの中から適切な走査パターンを決定する必要がある。また、病変によっては、複数の走査パターンを用いて検査することが必要である。

#### 【0033】

パソコン 925 の走査パターン記憶部には、予め検査したい病変に適した走査パターンが記憶されている。例えば、黄斑部の疾患であれば、全体を走査する 3D スキャンや水平および垂直方向のクロススキャン、乳頭部の疾患であれば、水平ラインスキャン、サークルスキャン等が記憶されている。パソコン 925 は、ハードディスク 926 に記憶されたこの複数の走査条件が実行される測定情報に関する検査セットを読み出し、且つ当該測定を走査手段に実行させる検査セット手段として機能するモジュール領域を包含する。

#### 【0034】

このように、予め各病変に適した走査パターンを予め用意しておくことで、様々な病変に対してもそれぞれに適した検査を行うことができる。さらに、検者は用意された検査セットの中から適切な検査セットを選択するのみで良いため、検者の手間を減らし、スループットを向上させることができる。

#### 【0035】

##### (キャプチャ画面の構成)

図 2(a) を用いて、本実施形態に係る後述のキャプチャ画面について説明する。キャプチャ画面は、所望の被検眼像を得るために、各種の設定および調整を行う画面であり、撮像前にモニタ 928 に表示される画面である。

#### 【0036】

1101 は前眼観察用 CCD 171 によって得られた前眼観察画面、1201 は眼底観察用 CCD 172 によって得られた眼底 2 次元像表示画面、1301 は取得された断層画像を確認するための断層画像表示画面である。

1001 は被検眼の左右眼を切り替えるボタンであり、L、R ボタンを押すことにより、左右眼の初期位置に検査部 900 を移動する。

#### 【0037】

1010 は検査セット選択画面であり、選択されている検査セットを表示する。検査セットを変更する際には、検者は 1011 をクリックすることで、不図示のプルダウンメニューを表示させ、所望の検査セットを選択する。また、走査パターン表示画面 1012 には、現在選択されている検査セットで行う走査パターンの概要、例えば水平スキャン、垂直スキャン、クロススキャンなどを表示する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 8 】

前眼観察画面 1 1 0 1 上の任意の点をマウスでクリックすることで、その点を画面の中心にするよう検査部を移動させ、検査部と被検眼の位置合わせを行う。

1 0 0 4 は開始ボタンであり、このボタンを押すことで二次元画像および断層像の取得が開始され、二次元像表示画面 1 2 0 1 および断層画像表示画面 1 3 0 1 に取得した被検眼像がそれぞれリアルタイムで表示される。

## 【 0 0 3 9 】

それぞれの画像の近傍に配置されているスライダは、調整を行うためのものである。スライダ 1 1 0 3 は被検眼に対する検査部の Z 方向の位置を調整するもの、スライダ 1 2 0 3 はフォーカス調整を行うもの、スライダ 1 3 0 2 はコヒーレンスゲートの位置を調整するものである。フォーカス調整は、眼底に対する合焦調整を行うために、レンズ 1 3 5 - 3 および 1 3 5 - 5 を図示の方向に移動する調整である。コヒーレンスゲート調整は、断層画像が断層画像表示画面の所望の位置で観察されるために、ミラー 1 3 2 - 4 を図示の方向に移動する調整である。これらの調整操作により、検者は最適な撮像が行える状態を創出する。

1 0 0 3 は撮像ボタンであり、各種調整が終了したときに、このボタンを押すことで所望の撮像が行われる。

## 【 0 0 4 0 】

(断層画像確認画面の構成)

次に、図 2 ( b ) を用いて、本実施形態に係る後述の確認画面について説明する。確認画面は、撮像後にモニタ 9 2 8 に表示される画面であり、検者は、撮像した断層像に写損が無いかが確認を行う。また、病変等の大まかな確認を行うことで、次の撮像時の着目部位に対する判断材料とすることができる。

## 【 0 0 4 1 】

2 2 0 1 は眼底観察用 CCD 1 7 2 によって得られた眼底二次元画像表示画面、2 2 0 2 は取得された断層画像を確認するための断層画像表示画面、2 2 0 3 は取得された断層画像から再構築された眼底画像を表示する画面 (以降 C スキャン画面) である。また、2 2 1 1 は断層画像表示画面で示される断層画像の断面位置を指定するためのスライダである。そして、2 2 1 3 は検者が取得断層画像を写損と判断した場合にマウスなどでクリックするための NG ボタン、2 2 1 4 は検者が取得断層画像を写損でなく良好と判断した場合にマウスなどでクリックするための OK ボタンである。

## 【 0 0 4 2 】

眼底二次元画像表示画面 2 2 0 1 内には断層画像取得範囲 2 2 2 1 および断層画像表示画面 2 2 0 2 で示される断層画像の断層画像取得範囲内の位置および走査方向を示す矢印 2 2 2 2 が表示される。同様に C スキャン画面 2 2 0 3 にもそれぞれ断層画像表示画面 2 2 0 2 で示される断層画像の断層画像の断層画像取得範囲内の位置および走査方向を示す矢印 2 2 3 2 が表示される。

## 【 0 0 4 3 】

この画面の初期状態では、断層画像表示画面 2 2 0 2 には断層画像取得範囲 2 2 2 1 内の中央位置の断層画像を表示する。より細かく各断層画像のチェックをする場合には検者は 2 2 1 1 のスライダを操作する。それによって、断層画像表示画面 2 2 0 2 で表示される断層画像が断層画像取得範囲内で移動する。これにより、検者は全ての断層画像をチェックすることが可能となる。これにより、検者は正確に写損か否かをチェックすることが可能となり、また、病変等の大まかな確認が可能となる。

## 【 0 0 4 4 】

(動作フロー)

本実施形態における撮像の動作フローを、図 3 を用いて説明する。

まず、ステップ S 1 にて検査を開始すると、パソコン 9 2 5 により検査用プログラムが実行され、ステップ S 2 にてモニタ 9 2 8 に患者情報入力画面を表示し、検者は患者選択あるいは初診であれば患者情報入力を行う。検者による操作 (患者情報入力画面に表示し

10

20

30

40

50



たOKボタンをマウスにてクリックするなど)によってステップS3に移行する。

ステップS3で、モニタ928は前述したキャプチャ画面1000を表示し、検者による検査パラメータの入力を待機する。

【0045】

検者は、ステップS4にて検査パラメータの入力待機状態であるキャプチャ画面1000の各ボタンなどをクリックすることで、検査する被検眼の左右、検査セットの選択などを行う。

そして、ステップS5にて検者が開始ボタン1004を選択(クリック)した場合はステップS6に遷移し、選択されない場合は、引き続き検査パラメータの入力待機状態(ステップS4)に戻る。

【0046】

ステップS6では、固視灯191が点灯して被検眼を固視させ、第一の固視誘導なる固視誘導を行い、測定光量を増加させ、撮像可能な状態にする。具体的には、OCTスキャナ134が、S4で選択された検査セットに対応する予めパソコン925の検査セット記憶手段中に用意されている走査パターンに基づいて走査を開始する。また、OCT光源101が消灯もしくは光量低減状態から、撮像可能なレベルまで出射光量を増加させる。そして、OCTシャッター140が光路から退避する。これにより、被検眼に対して撮像が可能なレベルの測定光を入射することができる。ステップS6の次はステップS7に遷移する。

【0047】

ステップS7では、取得された眼底画像と断層画像のプレビューをモニタ上のキャプチャ画面1000に表示し、それらの情報を基に最適な撮像状態になるように各種調整を行う。具体的には、前眼観察用CCD171によって得られた被検眼の前眼部の画像を基に、検査部が被検眼に対して最適な位置となるようにXYZ調整を行う。また、それと同時にミラー132-4の移動による参考光路の光路長調整、レンズ135-3による眼底画像の焦点合わせ、レンズ135-5による断層画像の焦点合わせを行う。これにより、装置の状態を被検眼の撮像に最適な状態にする。本ステップによる調整が終了した後はステップS8に進む。ここで、ステップS8への移動は、前述のキャプチャ画面1000上の撮像ボタン1003を検者がマウス等でクリックすることで移動してもよいし、各種調整が完了したときに自動で移動してもよい。

【0048】

ステップS8では、ステップS4で設定された検査セットに基づく走査パターンにより断層画像を撮像する第1の画像取得を実行し、同時にパソコン925内の記憶装置に断層画像と眼底観察用のCCDで取得される眼底画像を保存する。その後、自動的にステップS9に遷移する。

【0049】

ステップS9では、既に撮像が終了しているため、被検者に入射される光を低減させる。具体的には、OCTシャッター140を光路中に挿入し、OCT光源101を消灯もしくは出射光量を低減させる。また、OCTスキャナ134の動作を任意の位置で停止させる。更に、固視灯191を点滅させて被検者に測定が終了した事を通知することとしても良い。なお、この点滅は所定期間のみ行うこととしても良いし、後述するステップS17において走査パターンの切替えが行われるまでに点滅を終了させれば良い。又、点滅に限らず、減光、大きさ可変、又は変色のいずれかを固視灯191に動作させて被検者に通知しても良い。その後、自動的にステップS10に遷移する。ここで、OCTスキャナ134を停止させるのではなく、走査スピードを落とした状態で駆動させていてもよい。これにより、不必要な駆動電力を低減させることができ、また、不必要な駆動音も低減させることができる。

【0050】

ステップS10において、モニタは前述の確認画面2000を表示する。ここで、検者は前述したように各断層像の確認をし、病変の有無、次の撮像時にどの部位に着目するか

10

20

30

40

50

、などを考慮しながら、写損の有無を判断する。この判断は、長時間化することもあるため、ステップS 9で被検者に照射する光量を低減させることで、被検者の負担を低減することができる。

【0051】

次いでステップS 11に遷移し、検者は、断層像の写損の有無に対して選択入力を行う。断層像が写損で無い場合、検者は前述の確認画面2000上のOKボタン2214をマウスなどでクリックし、ステップS 12に遷移する。一方、写損の場合にはNGボタン2213をクリックし、ステップS 15に遷移する。

【0052】

ステップS 15に遷移した場合は、モニタに表示する画面を確認画面からキャプチャ画面に切替えて、ステップS 6に戻る。このようにモニタに表示される内容を、状況に適したものに適宜自動遷移していくことで、1つのモニタであっても検者が快適な操作を行うことができる。また、1つのモニタであっても、取得した被検眼像をモニタ上に大きく表示できるため、調整操作や画像の確認を見やすくすることができる。なお、ステップS 15からステップS 6に戻る場合、固視灯は既に点灯済みであるため再度ステップS 6で固視灯を点灯する必要はない。

10

【0053】

ステップS 12では、ステップS 4で設定された検査セットに記憶されている走査パターン、例えば第1の走査条件による測定がすべて終了したか否か、或いは測定を継続するか否かを判断する。この判断は、制御部であるパソコン925において、走査手段が被検眼の測定を継続するか否かを判定する判定手段として機能するモジュール領域により実行される。検査すべき全ての走査パターンが終了している場合は、ステップS 13に遷移する。一方、検査すべき走査パターン、例えば第1の走査条件に次ぐ第2の走査条件で走査手段による測定が残っており、これが開始される判断手段に判断されている場合は、ステップS 16に遷移する。尚、前述した検査セット手段は、走査手段による測定光の走査条件を変更する走査条件変更手段としても機能し、該第1の走査条件から該第2の走査条件への走査条件の変更を行う。

20

【0054】

ステップS 16に遷移した場合、判断手段は被検眼の測定が継続されると判断し、表示手段928は画面表示を確認画面2000からキャプチャ画面1000に切替え、ステップS 17に移行する。

30

【0055】

ステップS 17では、走査制御手段は、ステップS 4で選択した検査セットで予め決められている次の走査パターンである第2の走査条件を読み出し、次にOCTスキャナ134を走査する際の走査パターンとして設定する。その後、ステップS 6に戻り、第二の固視誘導によって被検眼を固視させ、自動的に、OCTスキャナ134は、ステップS 17で設定された走査パターンに基づいて走査を開始する。これにより、第二の固視誘導によって固視された被検眼についての第2の画像取得が実行される。また、OCT光源101は点灯、OCTシャッター140は光路から退避する。なお、以上の固視灯の点灯、第一及び第二の固視誘導は、固視灯191を制御する、パソコン925において固視灯制御手段として機能するモジュール領域によって実行される。なおステップS 17からステップS 6に戻る場合、固視灯は既に点灯済みなので改めて点灯する必要はない。また、ステップS 17で読み出した検査条件に応じて固視の点灯位置を切り替える場合はステップS 17で固視灯191の点灯位置を変更する。なお、上述の如く、制御部であるパソコン925は検査セットの読出しを行い、読み出した検査セットに応じてOCTスキャナ134の制御を行う。また、ステップS 8からステップS 17までの間、すなわち第1の条件での撮像から第2の条件での撮像までの間は被検者が固視可能な程度に固視灯の光量を低減することとしてもよい。固視灯を消灯するのではなく、光量を撮影状態調整時に比べて固視灯の光量を低減することで、検査セットにおける検査間においても固視を行うことが可能となりスムーズに次の撮影を行うことができるとともに、被検査者に対する負担を軽減す

40

50

ることが可能である。なおステップS 8からステップS 17までの間、被検者が固視可能な程度に固視灯の光量を低減することとすれば被検者に撮影の完了および撮影の開始を認知させることが可能となる。

【0056】

検査セットに記憶された走査パターンがすべて終了した場合に移動するステップS 13では、画面表示を確認画面2000からキャプチャ画面1000に切替え、その後ステップ14にて検査を終了し、固視灯191を消灯する。検査セット終了まで固視灯191は、点灯状態で被検眼を固視させているので、検者はスムーズに検査を進める事ができる。

以上が本実施形態の撮像フローである。

【0057】

次に、図4を用いて上記フローの変形例について説明する。

図4(a)は、上述の動作フローにオート調整を加えた際の動作フローである。ステップS 101からステップS 106では、上述のステップS 1からステップS 6と同様なので説明は省略する。

【0058】

固視灯191が点灯して被検眼を固視させ、測定光を撮像可能なレベルまで増加させた後のステップS 107では、取得された前眼観察像、眼底二次元画像、断層像を基に、最適な撮像状態になるよう自動的に各種調整を行う。具体的には、前眼観察像の情報を基に、検査部が被検眼に対して最適な位置となるように自動的にステージ部950を駆動・制御する。また、断層像の情報を基に、ミラー132-4を自動的に駆動・制御し、参考光路の光路長調整を行う。これと同時に、レンズ135-3とレンズ135-5を自動的に駆動・制御し、眼底画像と断層画像の焦点合わせを行う。これにより、装置の状態を自動的に被検眼の撮像に最適な状態にする。その後、ステップS 108に遷移する。

【0059】

ステップS 108では、検者はステップS 107で調整された画像を見て、この調整状態で撮像を行うか否かの選択を行う。撮像を行う場合は、キャプチャ画面1000に表示されている撮像ボタン1003をマウス等で選択し、ステップS 109へ移動する。

一方、ステップS 108で、検者がステップS 107調整された画像を見て、さらに調整が必要であると判断した場合は、ステップS 116に遷移する。

【0060】

ステップS 116では、検者の操作によって撮像状態の調整を行う。具体的には、キャプチャ画面1000を見ながら、前眼観察像表示画面1101内をクリックしXYポジションを調整する。また、スライダ1103、1203、1302をスライドさせてZポジション調整、フォーカス調整、コヒーレンスゲート調整を行う。上記のマニュアル調整によって、撮像可能な状態になったらステップS 108にて撮像の入力を行い、ステップS 109へ移動する。

【0061】

ステップS 109での撮像からステップS 115の終了まで(ステップS 117からステップS 119も含む)は、前述の動作フローにおけるステップS 9からS 14(ステップS 15からステップS 17を含む)と同様であるため説明を省略する。以上のようなフローによると、照射光量の自動的な増加にもなって、自動で調整を行いつつ、撮影セットの間、被検者の固視をさせることができるため、検者への操作要求を減らすことができ、操作性を向上させることができる。

【0062】

次に図4(b)を用いて、左右眼切替を加えた動作フローについて説明する。

ステップS 201からステップS 212まで(ステップS 216からステップS 218も含む)は前述の動作フローにおけるステップS 1からステップS 12(ステップS 15からステップS 17を含む)と同様であるため説明を省略する。

本動作フローでは、検査セットの最後の走査パターンによる撮像を行い、キャプチャ画面を表示した後のステップS 214で、左右両方の眼の検査が終了したかどうかを判断す

10

20

30

40

50

る。

【 0 0 6 3 】

ステップ S 2 1 4 で左右両眼の検査が終了していないと判断した場合、すなわち今まで検査をしていた眼の反対側の眼の検査をこれから行う場合、固視灯 1 9 1 が消灯し、ステップ S 2 1 9 に遷移する。

【 0 0 6 4 】

ステップ S 2 1 9 では、今まで行っていた眼とは反対の眼に対して検査部を位置決めするために、予めパソコン 9 2 5 に記憶されている標準的な眼の位置情報をもとに、ステージ部 9 5 0 を駆動・制御する。その後、ステップ S 2 2 0 に遷移する。

【 0 0 6 5 】

ステップ S 2 2 0 では、これからの検査のために、走査パターンをリセットし初期状態に戻す。これにより、もう一方の被検眼に対してもステップ S 2 0 4 で選択した検査セットの最初の走査パターンによって検査を開始できる。その後、ステップ S 2 0 6 に戻り、自動的に固視灯 1 9 1 が点灯して被検眼を固視させ、照射光量を増加させる。

【 0 0 6 6 】

左右両眼の検査が終了した状態で、ステップ S 2 1 4 に遷移した場合は、ステップ S 2 1 5 に移動し、検査を終了する。

このように、自動的に左右眼を切り替えることで、測定時間を短縮でき、スループットを向上させることができる。

【 0 0 6 7 】

以上の説明では、被検者に照射される光量を増減させる方法として、測定光のみに着目したが、これに限ることは無い。例えば、測定光の増減と同時に、前眼観察照明光を増減させることで、より被検者への照射光量を低減させることができる。さらに、眼底観察照明光も同様に増減させることで、さらなる照射光量の低減が可能である。これについては第二の実施形態で説明を行う。

【 0 0 6 8 】

[ 第 2 の実施形態 ]

第 2 の実施形態では、二次元画像取得に S L O を用いた形態を説明する。

図 5 を用いて、第二の実施形態に係る光学系および動作フローについて説明する。ここでは光学系の変更点および動作フローのみを説明し、他の部分については説明を省略する。

図 5 ( a ) に第二の実施形態に係る光学系を示す。ここでは、第一の実施形態との変更点のみ説明し、他の部分は省略する。

【 0 0 6 9 】

光路 3 5 2 は、第 1 の実施形態と同様に第 3 ダイクロイックミラー 1 3 2 - 3、レンズ 1 3 5 - 3 および 1 3 5 - 4、固視灯 1 9 1 を有している。この他に、第二の実施形態では、S L O 光源 1 7 4、ミラー 1 3 2 - 5、フォトダイオード 1 7 3、S L O 走査手段 1 3 3、を有している。S L O 光源 1 7 4 は 7 8 0 n m 付近の波長の光を発生する。ミラー 1 3 2 - 5 は、穴あきミラーや中空のミラーが蒸着されたプリズムであり、S L O 光源 1 7 4 による照明光と、眼底からの戻り光とを分離する。フォトダイオード 1 7 3 は、眼底からの戻り光を検出する。S L O 走査手段 1 3 3 は、S L O 光源 1 7 4 から発せられた光を被検眼 1 0 7 の眼底上で走査するものであり、X 方向に走査する X スキャナ、Y 方向に走査する Y スキャナから構成されている。本実施形態では、X スキャナは高速走査を行う必要があるため、ポリゴンミラーによって構成されている。なお、該 S L O 走査手段 1 3 3 は、本実施形態において、被検眼上において固視光を走査させる固視光走査手段としても機能する。

以上のような構成により、被検眼眼底を観察することで、近赤外光であっても、コントラストの高い二次元眼底像を取得することができる。

【 0 0 7 0 】

次に、第 2 の実施形態に係る動作フローを図 5 ( b ) を用いて説明する。ここでは、第

10

20

30

40

50

1の実施形態と異なる部分であるステップS406およびS409のみについて説明し、他のステップについては説明を省略する。

【0071】

本動作フローでは、ステップS406で固視灯191が点灯して被検眼を固視させ、断層を取得するための測定光の照射光量を増加させるのと同時に、二次元眼底像を取得するための二次元画像撮像光(SLO光)の照射光量も増加させる。具体的には、SLOスキャナ133を駆動し、SLO光源174の発する光量を制御して増加させる。

【0072】

また、撮像後に遷移するステップS407では、測定光の照射光量低減と同時に、二次元画像撮像光も低減させる。具体的には、SLO光源174の発する光量を制御し、低減させる。更に、固視灯191を点滅させて被検者に測定が終了した事を通知する。同様に点滅に限らず、減光、大きさ可変、又は変色のいずれかを動作させて被検者に測定が終了した事を通知しても良い。また、SLOスキャナ133を任意の位置で停止させる。

【0073】

以上のような構成および動作フローを用いることで、SLOによるコントラストの高い二次元観察像を得ながらも、検査セット中に被検者を固視させつつ、照射する光量を低減させることのできる眼科装置を提供できる。

【0074】

[第3の実施形態]

本実施形態は、画面遷移を伴わず測定光量の増減を行う。本実施形態に係る動作フローについて図6を用いて説明する。

まず、ステップS501で検査を開始したのち、ステップS502に移動する。

【0075】

ステップS502では、検者は被検査物を検査する上で適切な検査セットを選択する。ここで検査セットとは、被検査物から異なる情報を取得するための取得方法を複数、順序付けをして記憶しているものである。取得方法とは、例えば、前述の走査パターンであり、異なる走査パターンにより被検査物上を走査することで、被検査物の異なる情報得ることができる。検査セットの選択は、不図示の装置上に予め設けたボタン等の入力手段でも良いし、前述のキャプチャ画面からの入力でも良い。本ステップにて検者による検査セットの選択が終了した後、ステップS503に移動する。

【0076】

ステップS503では、検者が被検査物に照射する測定光量を増加させるか否かの選択を行う。増加させない場合は、待機状態となる。ここでの選択も、不図示の装置上に予め設けたボタン等の入力手段でも良いし、前述のキャプチャ画面からの入力でも良い。本ステップで検者による測定光増加の選択がなされた場合は、ステップS504に遷移する。

【0077】

ステップS504では、固視灯191が点灯して被検者を固視させ、被検査物に照射する測定光量を増加させる。これにより、被検査物の断層情報を得ることができるようになる。測定光量を増加させる方法は、第1の実施形態において説明しているため、ここでの説明は省略する。また、ここで取得される被検査物の断層像を利用して、撮像状態の各種調整、例えばアライメント調整、フォーカス調整、参照光路長調整を行ってもよい。その場合、各種調整の指示入力は、不図示の装置上に予め設けたボタン等の入力手段でも良いし、前述のキャプチャ画面からの入力でも良い。

【0078】

ステップS505には、前ステップにおいて、検者が不図示の装置上に予め設けた撮像ボタン等の入力手段を操作することで移動する。また、前述のキャプチャ画面からの入力から遷移してもよいし、各種調整が完了した段階で自動的に遷移してもよい。

ステップS505では、ステップS502で設定された検査パラメータに基づき取得方法に基づいて断層画像を撮像し、同時にパソコン925内の記憶装置に断層画像を保存する。その後、自動的にステップS506に遷移する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 9 】

ステップ S 5 0 6 では、被検査物に照射する測定光量を減少させる。これにより、被検査物に照射される光の総量を低減させることができるため、低侵襲な撮像装置が実現できる。測定光量を減少させる方法は、第 1 の実施形態において説明しているため、ここでの説明は省略する。その後、ステップ S 5 0 7 に遷移する。

## 【 0 0 8 0 】

ステップ S 5 0 7 では、検者が次の検査方法へ遷移するか否かの判断を行う。次の検査方法への遷移を選択した場合、ステップ S 5 0 9 に移動し、遷移しない場合は S 5 0 8 へ移動し、固視灯 1 9 1 が消灯する。ここでの選択方法は、不図示の装置上に予め設けたボタン等の入力手段でも良いし、前述の確認画面からの入力でも良い。また、自動的に次ステップに移動してもよく、例えば、撮像後の時間をカウントするタイマーをパソコン 9 2 5 内に設け、撮像後、所定の時間が経過したら自動的にステップ S 5 0 9 へ移動するようにしてもよい。

10

## 【 0 0 8 1 】

ステップ S 5 0 9 では、検査セットに予め設定されている複数の取得方法による検査が、全て終了したか否かの判断が自動でなされる。すべて終了している場合は、ステップ S 5 0 8 へ移動し、固視灯 1 9 1 を消灯する。一方、他の取得方法による検査がまだ残っている場合は、ステップ S 5 1 0 へ移動する。

## 【 0 0 8 2 】

ステップ S 5 1 0 では、ステップ S 5 0 2 で選択した検査セットで予め決められている次の取得方法を、制御部であるパソコン 9 2 5 に受け渡し、制御部は次の検査に対して準備をする。その後、ステップ S 5 0 4 に戻り、自動的に被検査物に照射する測定光量を増加させる。

20

ステップ S 5 0 8 まで遷移した場合は、検査終了となる。

## 【 0 0 8 3 】

以上のような動作フローにより、被検物の複数検査を行う場合に、自動的な複数検査の切替と、被検者を固視させつつ自動的な照射光量の増減を、画面表示によらず実現できる。

## 【 0 0 8 4 】

以上述べたように、本発明によれば、専用の固視光学系を構成しないため、より簡単な機構の眼科装置を提供できる。

30

また、より簡単で低コストである機構で被検者へ検査セット内の検査パターン移行を提示する眼科装置を提供できる。更に、被検者に不必要な光を照射させないで、自動で被検者に固視させることができるため、被検者の負担を低減させることができる眼科装置を提供できる。

## 【 0 0 8 5 】

(その他の実施形態)

また、本発明は、以下の処理を実行することによっても実現される。即ち、上述した実施形態の機能を実現するソフトウェア(プログラム)を、ネットワーク又は各種記憶媒体を介してシステム或いは装置に供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータ(または CPU や MPU 等)がプログラムを読み出して実行する処理である。

40

## 【符号の説明】

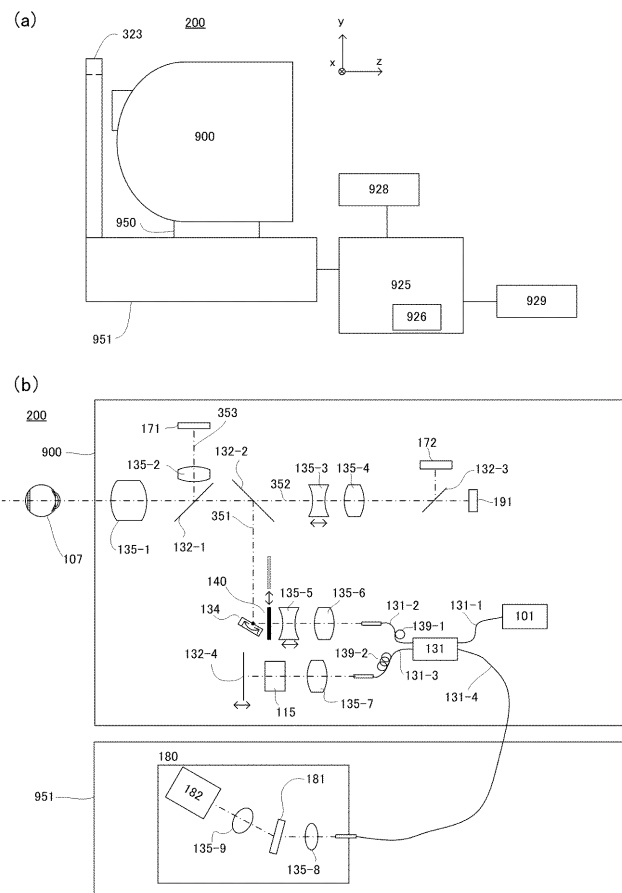
## 【 0 0 8 6 】

- 1 0 7 被検眼
- 1 0 1 OCT 光源
- 1 3 3 SLO スキャナ
- 1 3 4 OCT スキャナ
- 1 4 0 OCT シャッター
- 1 7 4 SLO 光源
- 2 0 0 眼科装置

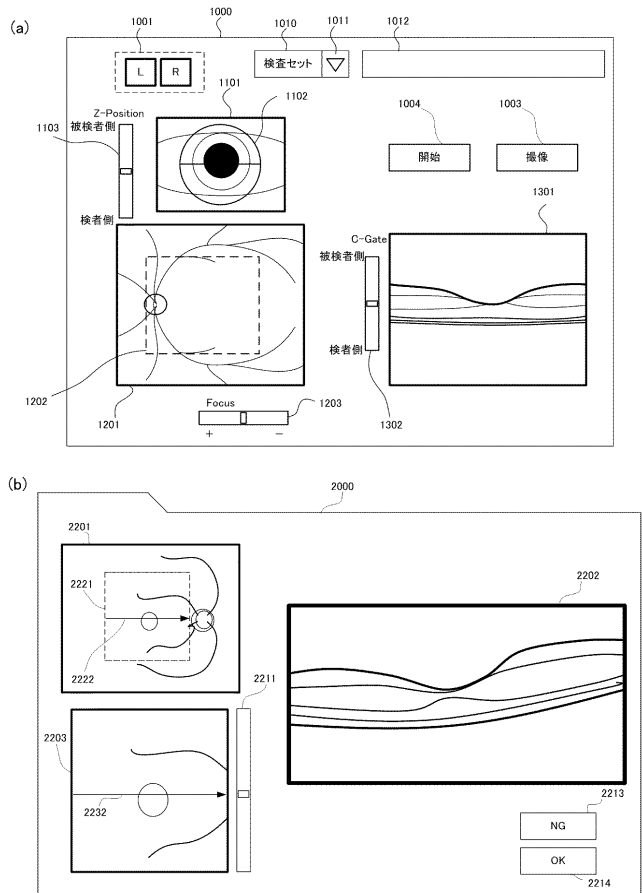
50

- 3 2 3 顔受け
- 9 0 0 検査部
- 9 2 5 パソコン
- 9 2 6 ハードディスク
- 9 2 8 モニタ
- 9 5 0 ステージ部
- 9 5 1 ベース部
- 1 0 0 0 キャプチャ画面
- 2 0 0 0 確認画面

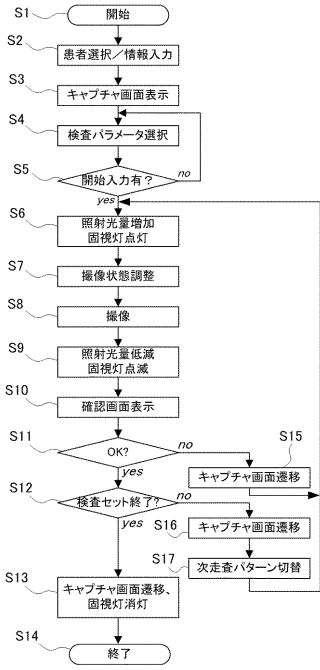
【 図 1 】



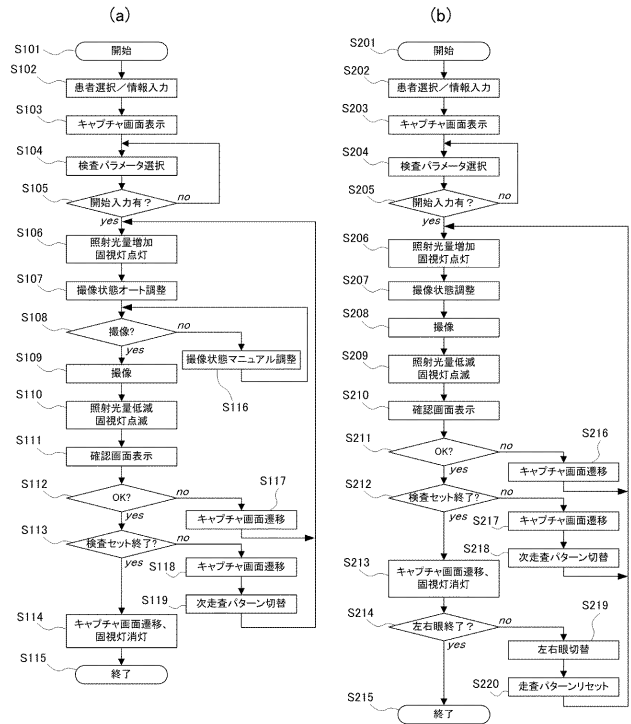
【 図 2 】



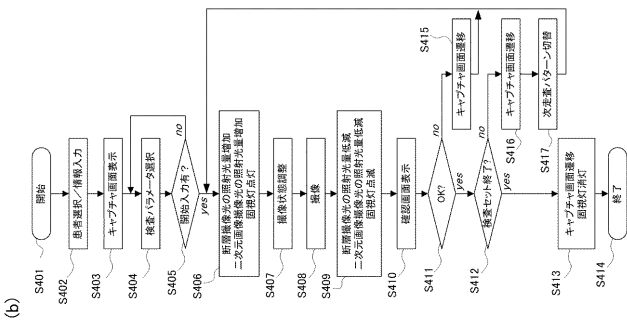
【図3】



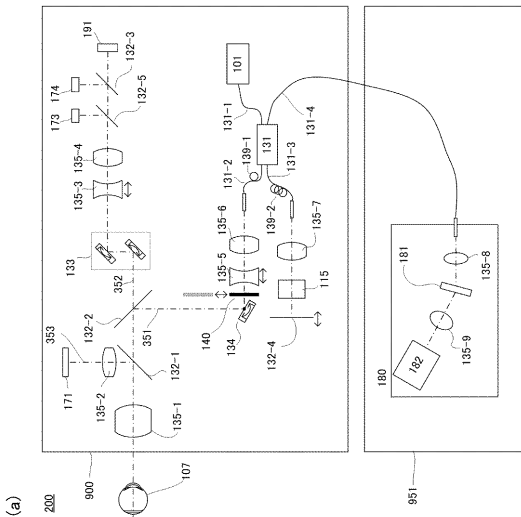
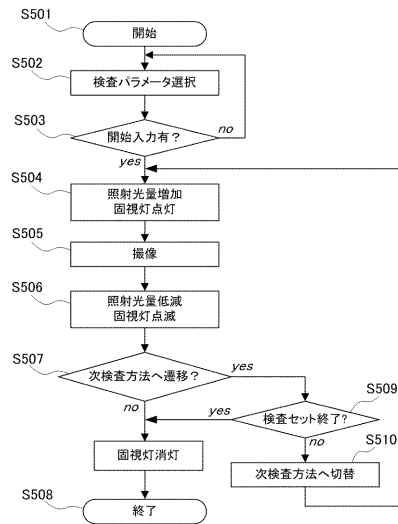
【図4】



【図5】



【図6】





---

フロントページの続き

(74)代理人 100134393

弁理士 木村 克彦

(74)代理人 100174230

弁理士 田中 尚文

(72)発明者 青木 博

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内